

神奈川工科大学 求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止方針

2026 年 10 月 1 日

神奈川工科大学（以下「本学」という。）は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを防止し、求職者等が安心して求職活動その他の職業の選択に資する活動を行うことができる環境を確保するため、以下のとおり方針を定め、教職員及び求職者等に周知・啓発します。

1 定義等

- (1)「求職者等」とは、本学が実施する採用活動、就職説明会、インターンシップその他職業の選択に資する活動に参加する者、及び教育実習、看護実習その他の実習を受ける者をいう。
- (2)「求職活動等」とは、求職者が行う求職活動及び求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動をいう。採用面接、就職説明会、インターンシップ、実習その他の活動のほか、SNS 等のオンラインを介して行われる活動を含む。
- (3)「教職員等」とは、本学が雇用する教職員、派遣労働者その他本学の業務に従事し、求職者等に接する者をいう。
- (4)「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント」とは、求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることをいう。

2 基本方針

- (1) 本学は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならないことを明確にし、その防止に努めます。
- (2) 本学は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る性的な言動を行った者について、就業規則その他の関係規程に基づき、厳正かつ適正に対処します。
- (3) 本学は、教職員等に対して、求職者等に対する言動に必要な注意を払うよう、研修その他必要な啓発を行い、セクシャルハラスメントの防止に努めます。

3 求職活動等に関するルール

本学では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止のため、以下のルールを定め、教職員等及び求職者等に周知・啓発します。

- (1) 面談、説明会その他の採用活動等は、原則として本学の業務時間内に、本学施設内又はオンラインで実施するものとして、これ以外の場所・時間における求職活動等については、原則として行わないものとします。
- (2) 教職員等と求職者等との連絡は、原則として、本学が指定又は承認するメールアドレス、SNS その他の連絡手段を使用するものとし、教職員等の個人の SNS、メールアドレス等を用いた私的な連絡を禁止します。
- (3) 面談、採用面接その他の求職活動等は、原則として複数名の教職員等で対応します。
- (4) やむを得ず教職員等と求職者等が一对一となる場合においても、閉鎖された場所で面談等を行うことを禁止し、必要に応じて第三者から状況を確認できる環境を確保します。
- (5) 教職員等は、求職活動等の過程において、求職者等に対して、性的な事実関係を尋ねること、性的な関係を求めること、私的な交際を強要することその他求職活動等に必要なない性的な言動を行ってはなりません。

4 相談窓口

- (1) 本学は、求職者等からのセクシュアルハラスメントに関する相談に対応するため、公益通報受付窓口（監査室）を相談窓口として設置します。

- (2) 相談窓口は、必要に応じて、人事部門その他の関係部署と連携し、適切な対応を行います。
- (3) 相談窓口の名称、連絡先及び相談方法については、本学ウェブサイト、採用関係資料その他の方法により、求職者等に周知します。

5 事後対応

本学は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合、次のとおり適切に対応します。

- (1) 相談を受けた場合は、相談者の心身の状況等に十分配慮しながら、事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認します。
- (2) 事実関係の確認に当たっては、相談者、行為者とされる者その他の関係者から必要な事情を聴取する等、適切な方法により行います。
- (3) セクシュアルハラスメントの事実が確認された場合は、事案の内容及び状況に応じ、被害者と行為者を引き離す措置、被害者への相談対応その他必要な配慮のための措置を速やかに行います。
- (4) セクシュアルハラスメントの事実が確認された場合は、就業規則その他の関係規程に基づき、行為者に対する必要かつ適正な措置を講じます。
- (5) 事実関係の確認が困難な場合等には、必要に応じて、外部の専門機関その他中立な第三者機関への相談・紛争処理の委託等を検討します。
- (6) 事案の内容及び状況を踏まえ、方針の周知・啓発、研修その他必要な再発防止措置を講じます。

6 プライバシーの保護

- (1) 本学は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する相談、事実関係の確認及び事後対応において、相談者、被害者、行為者その他の関係者のプライバシーを保護するため、必要な措置を講じます。
- (2) 相談者、被害者、行為者その他の関係者のプライバシーに属する情報については、必要な範囲を超えて関係者に開示又は漏えいしません。

7 不利益な取扱いの禁止

- (1) 本学は、求職者等が求職活動等におけるセクシュアルハラスメントについて相談したこと、又は相談に関して必要な協力を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行いません。
- (2) 本学は、教職員等が、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する事実関係の確認その他本学が雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停への出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行いません。

8 その他

本方針に定めのない事項については、関係法令、厚生労働省の指針、本学の就業規則その他の関係規程に基づき、適切に対応します。

以上